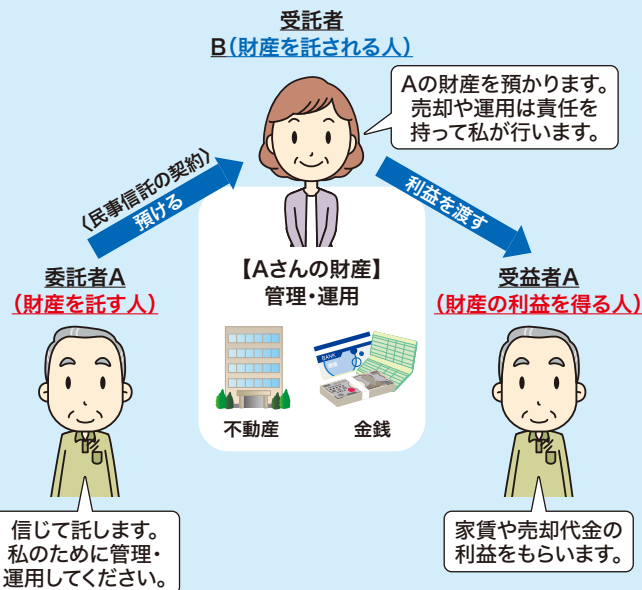


図解

民事信託の基本的な仕組み



財産の悩みへの解決策として、皆様に最適な信託をご提案します！

認知症対策

不動産の相続対策

事業承継対策

民事信託 (みんじしんたく)とは

自分の老後や介護、さらには相続に備え、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に信託し、管理・処分を任せる家族の為の財産管理のことです。

民事信託は、平成18年から認められた法律制度で、比較的新しい制度です。民事信託自体のメリットは認知症対策のほか、相続が発生した場合などにも遺言書以上に幅広い遺産の承継方法を可能にします。

コスト面も、信頼できる身内に財産の管理を託すため、高額な報酬は通常発生しないのが特徴です。資産が多い少ないにかかわらず誰にでも気軽に利用できる制度です。

那覇オフィス



〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比1-16-7
 TEL 098-963-9663 FAX 098-963-9669
 mail:naha@roacc.jp

糸満オフィス

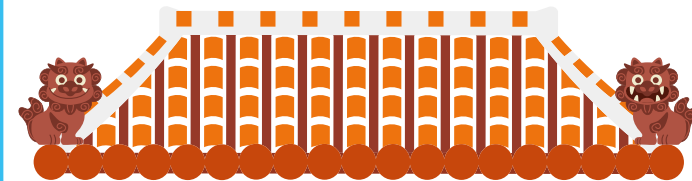


〒901-0302 沖縄県糸満市字潮平707-1
 TEL 098-851-8755 FAX 098-851-8977
 mail:itoman@roacc.jp

浦添オフィス



〒901-2126 沖縄県浦添市宮城4-1-5
 TEL 098-874-2680 FAX 098-874-2602
 mail:urasoe@roacc.jp



相談してみませんか？

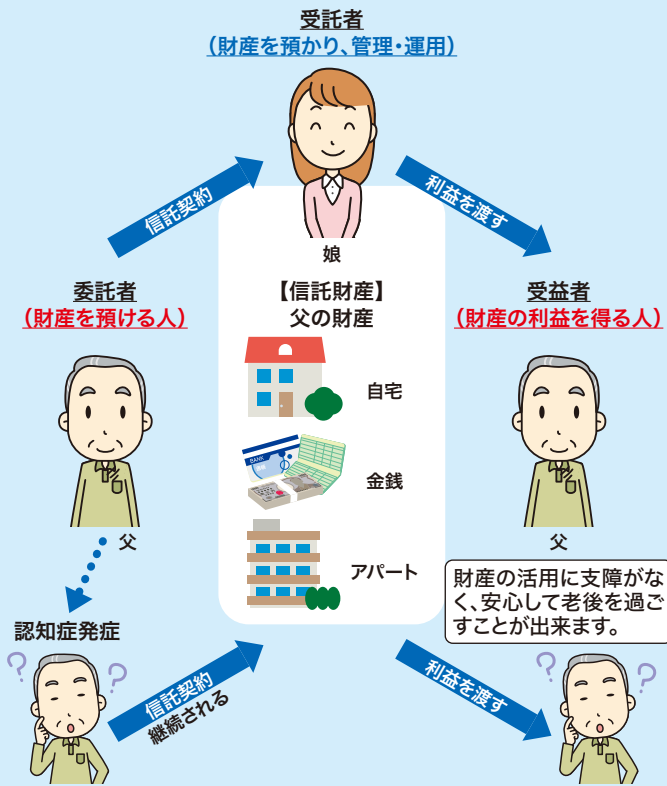
民事信託のこと

相続・遺産・事業承継について解決します。

大切な財産を守り、活用し、次の世代に安心して財産を承継することが、残された家族の幸せです。



図解



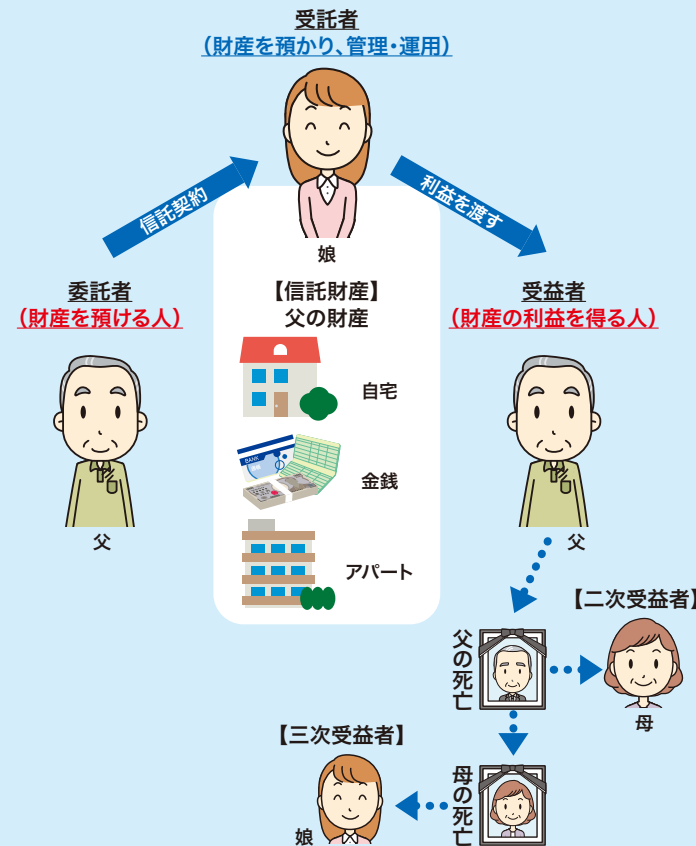
認知症対策

将来、認知症になった場合に備えて、民事信託を活用することができます。認知症を発症して判断能力がなくなると、契約締結や遺産分割協議、遺言書作成、預金引出しなどの法律行為ができなくなってしまいます。

そこで、大切な財産を信頼できる家族に信託することで、認知症になったあとも財産管理や運用に困ることなく、安心した老後を過ごすことができます。

判断能力があるうちに、財産管理・処分方法を決めた信託契約を締結しておくことで、不動産や預金の管理から処分、そして亡くなった後の相続対策まで、しっかりカバーできます。

図解



相続対策

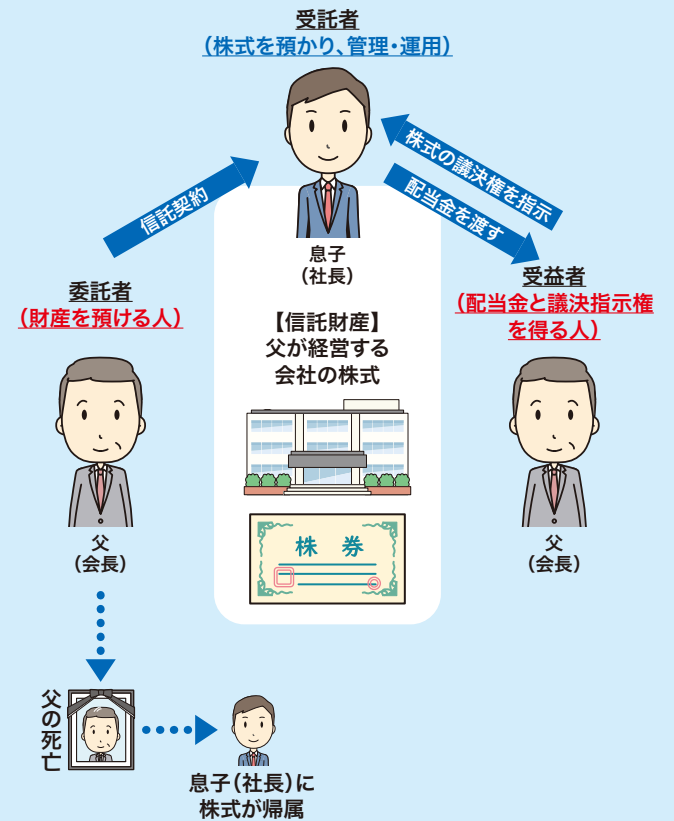
先祖代々受け継いできた土地などの財産をスムーズに次の子供たちに承継するために、民事信託を活用することができます。

元気なうちに信託契約を結ぶことにより、父(委託者)の死亡後は妻へ、そして妻が亡くなったあとは子供たちへ、さらにそのあとのお孫さんの代にまでわたり、父が希望した内容で相続財産を連続的に承継していくことができます。

生前は円満な家族が親亡きあとに相続で争いとなる事も珍しくありません。

元気なうちに信託契約を締結して、残された家族がトラブルにならないよう、しっかりと対策しましょう。

図解



事業承継対策

後継者への経営権(自社株)の円滑な承継の為に、民事信託を活用することができます。

将来的に円滑な事業承継を実現していくためには、「経営権(自社株)」の継承先を決めておくことが重要な第一歩になります。

民事信託を活用することにより、企業オーナー様が元気なうちに株式を後継者へ承継させながらも、会社の経営権(自社株の議決権行使)は引き続きが留保して配当金を受取ることができます。

企業オーナー様に相続が発生した場合、その後継者に自社株の権利を承継させて、民事信託が終了します。